

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年1月28日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官

議 題

内閣サイバー官の新設について

議事の概要

- 議題「内閣サイバー官の新設について」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

内閣サイバー官の新設について

令和7年1月28日

企画法制課

1 「内閣サイバー官」（仮称）の設置の経緯

「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）においては、能動的サイバー防御を含む所要の取組を実現・促進するために、「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する」こととされた。

従来のNISCでは、特別職たる内閣官房副長官補（以下「副長官補」という。）がセンター長に充てられていたが、国家安全保障戦略を踏まえた「新たな組織」は、サイバーセキュリティに係る恒常性、専門性が高い事務に取り組むことが必要となっているため、当該組織の長を従来のように充て職を置いて対応することは困難となっている。このため、内閣法（昭和22年法律第5号）を改正し、内閣官房に当該組織の長として専任の「内閣サイバー官」（仮称）を新設し特別職とすることが検討されている。

新設される特別職については、国家公務員法第2条第3項の各号として列記する必要があるところ、同条第4項において「人事院は、ある職が（略）特別職に属するかを決定する権限を有する」と規定されていることから、官職設置に先立ち人事院に対して協議が来ている。

2 特別職の指定の判断基準

そもそも、特別職とは、何らかの理由により国家公務員法の画一的な適用を排除することを適当とする職であり、その理由や事情は、それぞれの職によって異なる。ただし、裁判所、国会、防衛省等の職員以外については、これまでおおよそ、人事管理の根幹たるべき任用方法について選挙による場合や政治家の信任を重視する場合など、厳密な成績主義に基づく任用制度を基盤とする国家公務員法の適用が適当でないこと、また、職務の特殊性から分限、服務等についても一般職と同一に扱うことが適当ではないと認められた者が特別職として位置付けられている。

例えば、「内閣危機管理監」は内閣の危機管理機能を強化するための内閣官房の枢要ポストであり、危機管理について内閣と一体となって行動し、かつ、高度の専門的な識見を有する者を広く各界から求めることとなるため特別職とされており、また、「内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官」も、

内閣機能を強化するための枢要ポストであって内閣と一体となり行動する必要があり、任用等につき一般職と同様の取扱いをすることが適当ではないため、特別職とされている。

3 内閣サイバー官に係る判断

(1) 内閣サイバー官の職務内容

内閣サイバー官は、特別職たる副長官補が充てられていたNISCのセンター長の後継となる職であるが、NISCのセンター長が主には行政各部の情報システムに対する不正な活動の監視・分析やセキュリティの確保に関する助言等を行うのに対し、内閣サイバー官はこれらの業務に加え、攻撃サーバーの無害化などを含む能動的サイバー防御の運用に係る関係省庁・民間事業者を含めた高度な調整や、国家主体が背景に存在することが疑われる重大なサイバー攻撃への対応にも当たることが予定されている。

(2) 判断

(1)を踏まえると内閣サイバー官は、国家の存立にも関わるサイバーセキュリティの政策において、官民を含めた一元的な総合調整や国家主体が背景に存在することが疑われる重大なサイバー攻撃への対応などを行う、内閣と一体となって職務を遂行する必要性がより高い内閣官房の枢要ポストであると評価できる。

そのため、内閣総理大臣が専門性に止まらない多角的・総合的な観点から機動的に適任者を登用することが適当であり、任免等につき一般職と同様の取扱いをすることは当該職になじまないと考えられる。

したがって、人事院としては、内閣サイバー官を特別職に属すると決定することが適当であると考え、内閣官房に回答することとしたい。

以 上

参考条文

内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）（抄）

第 12 条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六～十五 （略）

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（一般職及び特別職）

第 2 条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

2 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四・五 （略）
- 五の二 内閣危機管理監
- 五の三 国家安全保障局長
- 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 六～十七 （略）

4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

5～7 （略）